

## 《利用方法》

継続的な支援・サービスのため、登録をお願い致します。  
登録されていない方でもご利用になれます。  
ただし、プログラムやレクリエーションは登録してからの利用となります。

## 《費用》

利用については、原則として無料です。  
ただし、プログラムやレクリエーションなどの個人にかかる費用は実費負担となります。

## 《利用時間》

月～金

午前9時～午後4時

ただし、毎週木曜日は13時までとなります。  
祝日はお休みです。

土曜日は第1のみ開所（12時まで）

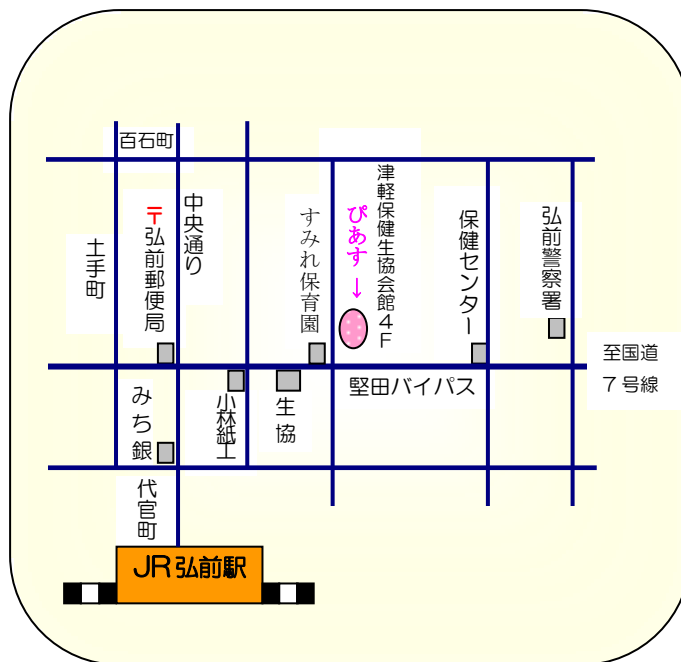
喫茶コーナーは、

午前9時半～

15時半まで



## 《地図》



津軽保健生活協同組合  
地域生活支援センターぴあす

〒036-8045  
弘前市野田二丁目2番地1  
津軽保健生協会館 4F  
TEL 0172 (31) 2731  
FAX 0172 (31) 2732  
e-mail piasu1@tsugaru-health.coop

津軽保健生活協同組合  
地域生活支援センター  
(指定特定相談支援事業所)

# ぴあす

## ご案内



ぴあす (Peer=仲間、対等の + House=家 ⇨ ぴあす)

## 生活支援センターとは

地域にお住まいで心や身体に生活上の不自由さをもつ方（通院先や利用施設に拘わらず誰でも）やご家族の方を対象に、仲間体験や自信を持ち、ご自身の生活を快適に送っていただけるよう支援したり、日常生活の相談・支援していくところです。

生活支援センターは、障害者総合支援法によって定められた施設です。

### 事業内容

#### ☆ 情報の提供

生活、住宅、就労、社会資源や諸制度等に関する情報を提供し、希望される方には相談に応じます。

☆ 相談 面接・電話  
訪問・メール

#### ①障害者相談支援

ア、福祉サービスの利用  
イ、社会資源の活用  
ウ、社会生活上(仲間・家族・仕事等)の困り事や悩み

エ、ピアカウンセリング

オ、権利擁護

カ、専門機関の紹介

#### ②住居入居等の支援

#### ③成年後見制度の利用支援

等個別に対応します。

#### ☆ 活動支援センター I 型 ・ 憩いの場

生産や創作活動の機会の提供を受けられます。喫茶コーナーや休養室でゆったりくつろいでいただけます。

その他、当事者の自主的な活動、家族の集いの場をご利用頂けます。

#### ☆ 各種プログラム レクリエーション

革細工教室、川柳、料理教室、軽作業、パッチワーク・裂織・手芸、野外活動等、利用される皆様のご希望とアイデアで企画しながらすすめます。

#### ☆ 地域交流

様々な交流を通じ、暮らしやすい地域をはぐくみます。

## 指定特定相談支援事業所とは

☆ 地域にお住まいの心や身体に生活上の不自由さをもつ方 お一人お一人が自分らしい生活を送るために必要な福祉サービスが適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成を支援します。また、サービス利用計画に基づき適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

☆ 相談支援専門員が担当します。

☆ サービスの流れ

